

令和8年度 就学援助のお知らせ

北区教育委員会

就学援助は、ご家庭の経済的な事情に応じて学習に必要な費用の一部を援助する制度です。「1 就学援助を受けることができる方」に該当し、かつ、就学援助の審査を希望する方は、P.2「2 就学援助の申請手続き」(1)のとおりお申し込みください。

なお、令和7年度の就学援助で認定となった方は、令和8年度は申請があったものとして自動で審査を行います。ただし、令和7年度中に否認定や年度途中で認定取消となった方は、今年度も申請を希望する場合、再度申請が必要となります。

当初申請期限：令和8年4月30日(木)

※上記期限以降は、申請した月から支給対象となります。

1 就学援助を受けることができる方

北区内に住民登録がある、国公立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校（前期課程）、特別支援学校（小学部、中学部）の児童生徒の保護者で、以下のいずれかに該当する方

- (1) 現在、生活保護を受けている方
- (2) 認定日において、児童扶養手当を受けている方（児童手当とは異なります）
- (3) 生計を共にする世帯全員の総所得金額が認定基準額（以下参照）未満の方
- (4) 特別の事情により援助を希望する方で、教育委員会が必要と認めた方

※ DV等やむを得ない事由により北区内に住民登録をせずにお住まいの方も対象です。

※ 保護者と婚姻関係の事実がある方は、別居中であっても生計を共にする世帯員として審査します。（公的な書面等により離婚調停中であることが確認できる場合または DV 等支援措置対象の場合を除く）

※ 特別支援学校の方は、東京都の就学奨励事業の制度が優先されます。在籍学校を通じての申請も必ず行ってください。その他、都立学校の援助制度がある場合は、そちらが優先されます。

※ 私立学校は対象外です。

※ 児童生徒が措置費を支給されている施設に入所している場合や、都の里親制度を受けている場合等は対象外です。

【認定基準額（目安）】

※ この表はあくまでも目安となります。家族構成や世帯員の年齢等により基準額が異なります。所得に関わらず申請することは可能ですので、該当が分からない場合は申請することをおすすめします。

世帯構成		世帯全員の年間収入額 (給与収入の方)	世帯全員の総所得金額 (R7.1.1~R7.12.31)
2人	親(33歳)、子(小1)	約458万円	約313万円
3人	親(37歳・32歳)、子(小1)	約501万円	約347万円
4人	親(40歳・34歳)、子(中1・小3)	約597万円	約424万円
5人	親(50歳・45歳)、子(高2・中3・小4)	約647万円	約464万円
6人	親(42歳・35歳)、子(中1・小3)、祖父母(70歳・65歳)	約692万円	約503万円

※「総所得金額」とは、

① 給与所得のみの方は、源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」欄から10万円を控除した金額です。

② 事業所得の方は、年間収入額から必要経費等を差し引いた金額です。

令和 年分 給与所得の源泉徴収票

支払を受ける者	住所又は居所	[受給者番号]		
		「給与所得控除後の金額」から10万円を控除した金額		
種別	支払金額	給与所得控除後の金額 (調整控除後)	所得控除の額の合計額	源泉徴収税額
	内 千 円	円	円	円
(源泉)控除対象配偶者の有無等	配偶者(特別)控除の額	控除対象扶養親族の数 (配偶者を除く。)	18歳未満扶養親族の数	障害者の数 (本人を除く。)
老人		特定 老人 その他		特別 その他
				非居住者である親族の数

2 就学援助の申請手続き

ご確認ください

【申請の必要がある方】

- 令和7年度中に、北区で就学援助を申請していない
- 令和7年度の就学援助が「否認定」、または年度中に「認定取消」となった
- 新たに北区に転入した（北区以外で就学援助を受けていた場合も申請が必要です）
- 新小学1年生の保護者の方で、3月に北区で新入学学用品費の入学前支給を受けていない
- 兄弟姉妹のうち、就学援助を受けていない子どもがいる

→上記のいずれかに該当する方は、下記の（1）のとおり申請が必要です。

【申請の必要がない方】

- 令和7年度中に北区で就学援助の認定を受けている
- 新小学1年生の保護者の方で、3月に北区で新入学学用品費の入学前支給を受けた

→上記のいずれかに該当する方は、P.3のフローチャートをご覧ください。

原則として申請の必要はありません。自動で審査を行います。

※ただし、振込先や申請者の変更を希望される場合は、申請が必要です。

（1）申請方法

- **電子申請（LoGoフォーム）** または郵送、窓口にて受け付けています。
- 電子申請は、右の二次元コードまたは北区ホームページ「就学援助」から手続きいただけます。二次元コードの読み取りが難しい場合は、以下の北区ホームページのURLを直接ご入力ください。

電子申請が
おすすめです



電子申請
LoGoフォーム



北区ホームページ
「就学援助」

URL : <https://www.city.kita.lg.jp/children-edu/schools/1003980/1003981.html>

- 郵送での申請方法は、北区ホームページ「就学援助」をご確認ください。
- 電子申請、郵送での申請が難しい場合には、ご本人確認書類・通帳もしくはキャッシュカードをご持参いただき、学校支援課学事係の窓口までお越しください。**学校での受付は行いません。**

【申請期限】 **令和8年4月30日（木）**

※期限までに提出がない場合は、4月からの認定とならない場合があります。

※**上記の期限後、年度途中でも随時申請することは可能**です。年度途中の申請の場合には、原則申請した月からが対象となります。

（2）申請に伴う所得の確認

① **令和8年1月1日現在、北区に住民登録がある方**

所得確認書類の提出は不要です。令和7年分（令和7年1月1日～令和7年12月31日）の所得の申告（同一世帯で控除対象配偶者・扶養親族以外の方全員）を行ってください。所得がなかった方も申告が必要となります。北区役所税務課で、所得がなかった旨の申告をしてください。

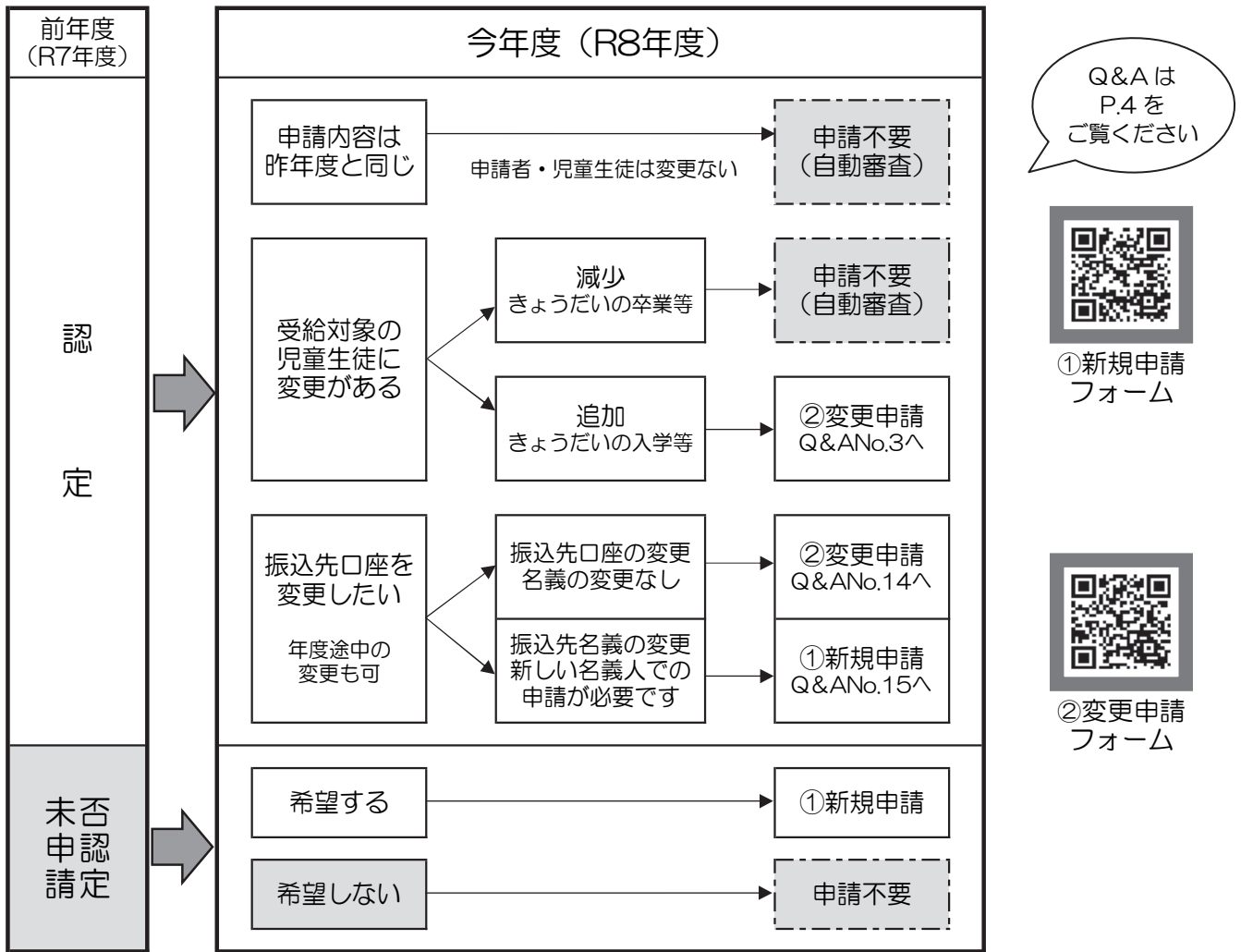
② **令和8年1月1日現在、北区以外に住民登録があった方**

「令和8年度市区町村民税の課税（非課税）証明書」の提出が必要となります（令和8年6月初旬から、1月1日現在住所地の税務担当課で発行しています）。該当者には後日通知を送付します。

マイナンバーの利用について

証明書の提出が必要な方で、マイナンバーの利用を希望される場合は、別途「マイナンバー利用申請書」を提出することで、証明書の提出を省略することができます。「マイナンバー利用同意書」は、北区ホームページ「就学援助」からダウンロードできます（郵送でお送りすることもできます）。

フローチャート



3 認定結果及び支給について

- (1) 認定結果は、**6月下旬**に児童生徒の住民登録地の世帯主宛てに郵送でお知らせします。また、在籍する学校へも認定結果を通知します。
- (2) 援助費の支給は、北区立学校に在籍している場合は**年5回**、北区立以外の学校に在籍している場合は**年1回3月**に、申請者の指定口座へ振込みます。ただし、学校への支払いに滞納がある場合は、直接、校長口座へ振込む場合があります。
- ※ 所得超過で否認定となった場合でも、その後に世帯状況や前年中の所得額に変更があった場合は、再申請することができます(例：離婚や所得修正など)。ただし、認定された場合の援助費の支給は再申請した月からとなります。

4 就学援助の支給内容

支給内容の概要は、北区ホームページ「就学援助」の「支給内容」からご確認いただけます。詳細は、認定された方に郵送する「支給金額内訳」をご確認ください。

5 その他

主たる生計維持者の生活状況の急変等(病気療養、会社都合による失業、倒産、罹災等)の特別の事由により、前年の所得以外での申請を希望される方は、下記のお問い合わせ先までご相談ください。

お問い合わせ

〒114-8546 東京都北区滝野川2丁目52番10号
 北区教育委員会事務局教育振興部 学校支援課学事係(北区役所滝野川分庁舎1階5番窓口)
 ☎03-3908-1541 月～金曜(祝日を除く)8時30分～17時

【Q&A】

	No.	質問	R8年度 認定結果	回答
申請	1	昨年度（R7年度）の就学援助を申請したかわからない。認定結果がわからない。		認定状況は電話等で回答できません。ご不明な方は、「新規申請フォーム」からお申込みください。
	2	世帯は、いつ時点の世帯状況で審査を行っているか。		昨年度認定を受けた方および年度当初（4月）に申請された場合の世帯状況は、原則、小学校の入学式の翌日（令和8年4月9日）とします。年度途中で申請した場合の世帯状況は、申請日時点とします。
	3	上のきょうだいは昨年度（R7年度）の就学援助を申請した。	(R7年度) 認定	新小学1年生で北区で新入学学用品費の入学前支給を受けていない場合は、再申請が必要です。「変更申請フォーム」より、受給申請児童生徒を追加してください。
	4	4月に入学した下のきょうだいの申請は必要か。	(R7年度) 否認定	希望する場合は、「新規申請フォーム」よりきょうだいとも、再度申請をしてください。
世帯状況の変更	5	世帯員全員で北区内で転居し子どもの転校が決定した。	認定	再申請は必要ありません。区内転居での転校の場合、転校先の学校へ教育委員会から認定結果をお知らせします。
	6	住民票の世帯員が減った。 例：社会人の兄のみが北区外に転出	認定	申請の必要はありません。毎月、当課で住民票や学籍の異動情報を参照し、就学援助の再審査を行います。なお、世帯員の異動等により、異動後の世帯全員の総所得金額が認定基準額を上回った場合、認定が取消となる可能性があります。
	7		否認定	世帯に含めずに再申請を行うことができます。希望する場合は「新規申請フォーム」より、再度、申請してください。なお、世帯員が1人減ると認定基準額も減額となります。
	8	住民票の世帯員が増えた。 ・子どもが生まれた ・北区外又は北区内の別住所から世帯員が一部転入した 例：他県から祖父母が転入	認定	出生や前年12月末時点で16歳（高校2年生）未満の世帯員が転入した場合は、再申請は必要ありません。前年12月末時点で16歳（高校2年生）以上の世帯員が転入した場合は、再申請が必要です。「変更申請フォーム」より、世帯員の追加を行ってください。また、北区外からの転入の場合、再申請の所得審査にあたって令和8年1月1日時点で住民登録があった自治体の課税（非課税）証明書の提出が必要です。「変更申請フォーム」より、証明書の画像も併せてアップロードしてください。
	9		否認定	世帯員が1人増えると認定基準額も増額となります。そのため、再申請をすることで認定結果が否認定から認定に変更となる場合があります。希望する場合は「新規申請フォーム」より、再申請をしてください。ただし、認定された場合の援助費の支給は再申請した月からとなります。
	10	保護者が結婚した。	認定	原則、保護者は世帯に含めて審査を行うため、再申請が必要です。「変更申請フォーム」より世帯員の追加を行ってください。また、新たにご家族になられた方が北区外からの転入の場合、再申請の所得審査にあたって、令和8年1月1日時点で住民登録があった自治体の課税（非課税）証明書が必要です。「変更申請フォーム」より、証明書の画像も併せてアップロードしてください。
	11		否認定	世帯員が1人増えると認定基準額も増額となります。そのため、再申請をすることで認定結果が否認定から認定に変更となる場合があります。希望する場合は「新規申請フォーム」より、再度申請してください。ただし、認定された場合の援助費の支給は再申請した月からとなります。
	12	保護者が離婚した。	認定	申請者（援助費受取人）が変更になる場合は、再度申請が必要です。「新規申請フォーム」より、変更後の申請者名で再度申請してください。申請者（援助費受取人）が変わらない場合は、原則、再申請の必要はありません。申請手続きが必要になる場合（申請者の名字が住民票上変更になった場合など）は、当課よりご連絡いたします。※離婚後も同世帯に住民票がある場合は、世帯に含めて審査を行います。
	13		否認定	離婚が成立し住民票が別になっている場合は、申請時の世帯員で再審査を行うことができます。希望する場合は「新規申請フォーム」より、再度申請してください。なお、世帯員が1人減ると認定基準額も減額となります。
	口座の変更	14	申請者（援助費受取人）はそのまま、振込先口座のみを変更したい。	
15		申請者（援助費受取人）を変更したい。		再申請が必要となります。「新規申請フォーム」より、変更後の口座名義人を申請者にして再度申請してください。